

公益財団法人 日本ゴルフ協会 役員職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ゴルフ協会（以下「この法人」という。）における役員及び管理職が遂行する基本的な職務及び職務権限を定め、その責任の明確化と業務の効率的執行を図ることを目的とする。

(会長)

第2条 会長は、この法人の業務執行の最高責任者(CEO)としてこの法人を代表する。

- 2 会長の職務権限は、次のとおりとする。
 - (1) 評議員会の招集。
 - (2) 理事会を招集し、議長となる。
 - (3) 臨時理事会の開催。
 - (4) 本部の本部長及び副本部長の委嘱。
 - (5) 委員会の委員長、副委員長及び委員の委嘱。
 - (6) 部会の部会長及び委員の委嘱。
 - (7) 定款の制定、改廃につき、評議員会、理事会への提案。
 - (8) 規程等の制定、改廃につき、理事会への提案。
 - (9) 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告。

(副会長)

第3条 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

- 2 副会長は、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 副会長のうち、1名を事業統括の副会長(COO)とする。
- 4 COOの職務権限は、次のとおりとする。
 - (1) 事業の統轄。
 - (2) オープン事業推進本部の本部長として、オープン企画委員会の委員長と合意の上、同委員会の副委員長及び委員の選任及び解嘱
 - (3) オリンピックゴルフ競技対策本部の本部長として、強化委員会及び2020東京企画・準備委員会の委員長と合意の上、これら委員会の副委員長及び委員の選任及び解嘱。
 - (4) COOは、専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 事業統括の副会長(COO)を除く副会長のうち、1名を管理本部の本部長とし、その

職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会及び財務委員会の委員長と合意の上、これら委員会の副委員長及び委員の選任及び解嘱
- (2) 税対策等部会の部会長及び委員の選任及び解嘱

(専務理事)

第4条 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局統轄としてこの法人の業務を執行する。

2 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 職員の研修に関する事項の決定。
- (2) 職員の福利厚生に関する事項の決定。
- (3) 1件当たりの金額が1,000万円以下の支出予算の執行。
- (4) 寄附金の執行。
- (5) 交際費の執行。
- (6) 慶弔費の執行。
- (7) 動産の賃貸借。
- (8) 情報公開に関する事項の決定。
- (9) 各種スポーツ賞候補者に関する事項の決定。
- (10) 各種後援及び協力依頼に関する事項の決定。
- (11) アンチ・ドーピング委員会委員長及びハンディキャップ委員会委員長と合意の上、アンチ・ドーピング普及・啓発部会、ドーピングコントロール部会、ハンディキャップ政策部会、ハンディキャップ普及部会及びコースレーティング部会の各部会長及び各委員の選任及び解嘱。
- (12) 専務理事は、副会長が欠けたとき又は副会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (13) その他前各号と同等の事項の決定。

(常務理事)

第5条 常務理事は、この法人の業務を部門別に分担執行する。各常務理事の担当する業務部門は、理事会において決定する。

2 常務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 女子委員会及び外交委員会について、委員長を兼務し、副委員長及び委員の選任及び解職。
- (2) (1)に記載する委員会以外の委員会（総務委員会、財務委員会、オープン事業推進本部オープン企画委員会、オリンピックゴルフ競技対策本部強化委員会及び2020東京企画・準備委員会、アンチ・ドーピング委員会及びハンディキャップ

委員会を除く。)について、本部長として、各委員会の委員長と合意の上、副委員長及び委員の選任及び解嘱。

- (3) 本部長として、各委員会の委員長と合意の上、各部会（税対策等部会、法務部会、アンチ・ドーピング普及・啓発部会、ドーピングコントロール部会、ハンディキャップ政策部会及びハンディキャップ普及部会及びコースレーティング部会を除く。）の委員の選任及び解嘱。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 事務局の組織に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年3月10日から施行する。